

1. サービス利用料

区分	基本サービス費	介護サービス加算費※1							
		看護体制加算 Ⅰ	看護体制加算 Ⅱ	夜勤職員 配置加算Ⅲ	送迎加算	療養食加算	サービス提供 体制強化加算 Ⅰ日	介護職員処遇 改善加算Ⅰ	介護職員特定 処遇改善加算 Ⅰ
要支援1	438円/日	/	/	/	184円/片道	8円/食	12円/日	8.3%	2.7%
要支援2	545円/日				184円/片道	8円/食	12円/日	8.3%	2.7%
要介護1	586円/日	4円/日	8円/日	15円/日	184円/片道	8円/食	12円/日	8.3%	2.7%
要介護2	654円/日								
要介護3	724円/日								
要介護4	792円/日								
要介護5	859円/日								

※1 ご利用者様の状態に応じた介護サービス加算については以下のとおりです。

- 看護体制加算Ⅰ 4円/日 …… 常勤の看護師を1名以上配置していることにより加算する。
- 看護体制加算Ⅱ 8円/日 …… 施設の看護職員による24時間の連絡体制を確保していることにより加算する。
- 夜勤職員配置加算Ⅰ 15円/日 …… 夜勤を行う介護職員の数が最低基準を1以上上回っていることにより加算する。
- 送迎加算 184円/片道 …… 当事業者の車両にて送迎を行った場合に、片道につき加算する。
- 療養食加算 8円/食 …… 医師の指示書(食事箋)に基づき、糖尿病食等療養食を提供した場合に算定する。
- 緊急短期入所受入加算 90円/日 …… 利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急に短期入所生活介護の受け入れが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を行った場合に加算する。※短期入所生活介護を行った日から起算して7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度とする。
- 長期利用者に対する
短期入所生活介護 -30円/日 …… 連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合であって、短期入所生活介護を受けている利用者に対して短期入所生活介護
- 介護職員処遇改善加算Ⅰ 基本サービス費と加算料金により算定した総単位数に8.3%を乗じて算出した額が加算される。
- 介護職員特定処遇改善加算Ⅰ 基本サービス費と加算料金により算定した総単位数に2.7%を乗じて算出した額が加算される。

2. 食費

食費	朝食	昼食	夕食	1日あたり
	282円/食	636円/食	474円/食	1,392円/食

3. 滞在費

滞在費	1日あたり	
	個室	1200円/日
	多床室	880円/日

4. 食費及び滞在費の負担軽減を受けている方

区分	負担段階(第一段階)	負担段階(第二段階)	負担段階(第三段階)
食費	300円/日	390円/日	650円/日
滞在費	0円/日	370円/日	370円/日

第1段階 【老齢福祉年金を受給されている方または生活保護を受給されている方】

第2段階 【世帯全員が市区町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額等の合計が80万円以下の方】

第3段階 【世帯全員が市区町村民税非課税で、上記第2段階以外の方】